**経営革新計画の変更について**

　承認された経営革新計画の内容に大きな変更が生じた場合は、計画変更の申請を行い、県の承認を受ける必要があります。また、大きな変更ではないが、企業名や代表者の変更があった場合や、支援措置を受けたいものに変更があった場合は、県の承認は不要ですが軽微な変更届けを提出する必要はあります。

変更申請が必要かどうかについては、和歌山県企業振興課までお問い合わせください。

（１）承認が必要な変更の場合

〔必要書類〕

①「承認経営革新計画の変更に係る承認申請書（様式第１０）」

　② 添付書類

１．変更後の別表１～７。

２．新旧対照表（別表毎に左右の対照表としＡ４版横に縮小コピーしたもの）

　　３．変更前（当初申請時）の承認申請書の写し（過去に変更承認を受けた場合は、当該変更申請書の写しも含む）

　　４．変更後の企画書等補足資料（※変更内容の分かる書類）

　　５．当初承認時以降の決算報告書

　　６．商業登記簿謄履歴事項全部証明書（原本、変更申請日時の３か月以内に入手したもの）

(２) 承認が不要な軽微な変更の場合

〔必要書類〕

　①経営革新計画に係る軽微変更届出書

　②添付書類

　　１. 変更前と変更後の別表１～７（変更した箇所のみ）

　　２. 変更後の企画書等補足資料（※変更内容の分かる書類）

　　３. 商業登記簿謄履歴事項全部証明書（企業名・代表者・住所等変更時のみ）

軽微な変更の例

　・設備全体の能力に影響を及ぼさないような機種や台数の変更

　・企業名や代表者、住所等の変更

（留意点）

すでに受けられている経営革新計画に係る支援措置については、変更前（支援措置の承認時）の内容に沿って行われます。

また、変更をすれば、必ず支援措置が受けられるものではございません。支援措置が受けられるかどうかは、各種支援機関にお問い合わせください。